

○内閣府令第 号

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二條の四十二第一項及び第二項並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第四條第三項第六号（同法第十一條第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、保険業法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）を実施するため、貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（貸金業法施行規則の一部改正）

第一条 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第一条の五 法第三条第一項の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書（次項及び第四条第四項第二号において「登録申請書」という。）に、<u>法第四条第二項の規定による添付書類</u>（次項において「添付書類」という。）の一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。</p> <p>〔2～5 略〕</p> <p>（取締役等と同等以上の支配力を有する者）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、<u>第四条第四項第一号、第五号から第七号まで、第十号及び第十一号、第五条の三第二号、第五号から第七号まで、第十号及び第十一号、第五条の三第二号、第五号から第七号まで、第十号及び第十一号、第五号の三第二号、第五号の六第一項第三号口並びに第二項第一号及び第四号口、第五号の六第一項第三号口並びに第二項第一号及び第四号口、第</u></p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第一条の五 法第三条第一項の規定による金融庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書（次項及び第四条第三項第二号において「登録申請書」という。）に、<u>同条第二項の規定による添付書類</u>（次項において「添付書類」という。）の一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。</p> <p>〔2～5 同上〕</p> <p>（取締役等と同等以上の支配力を有する者）</p> <p>第二条 <u>〔同上〕</u></p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、<u>第四条、第五条の三第二号、第五条の六第一項第三号口並びに第二項第一号及び第四号口、第五条の七第一項第一号、第五条の九第一項第一号並びに第二</u></p>

五条の七第一項第一号、第五条の九第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号、第八条第二号ロ、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第十号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 「略」

2 「略」

（登録申請書の添付書類）

第四条 「略」

2 法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。第三十条の十三第一項第六号及び第八号において同じ。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードをいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第三十条

項第一号及び第二号、第八条第二号ロ、第二十六条の二十七第二号イ、第二十六条の二十九第三項第一号、第三十条第十号、第三十条の二第一項、第三十条の三第一項並びに第三十条の七第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 「同上」

2 「同上」

（登録申請書の添付書類）

第四条 「同上」

2 法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。第三十条の十三第一項第六号及び第八号において同じ。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードをいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第三十条

の十三第一項第七号において同じ。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真を貼り付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（第四項第一号に掲げる書類を除く。）並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものとす

3|| 法第四条第二項第四号の書面は、営業所又は事務所の所在地に関する登記事項証明書その他の当該所在地を証する書面とする。

4|| 「略」

第五条の八 「略」

2 前項の場合における第四条第四項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ごとの貸付けの業務の経験者（営業所等ごと）に在籍する貸付けの業務に一年以上従事した

の十三第一項第七号において同じ。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）その他の官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が所持人の写真を貼り付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（次項第一号に掲げる書類を除く。）並びに申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものとす

「項を加える。」

3|| 「同上」

第五条の八 「同上」

2 前項の場合における第四条第三項第十五号の規定の適用については、同号中「及び別紙様式第四号の二により作成した営業所等（自動契約受付機又は現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。以下この号において同じ。）ごとの貸付けの業務の経験者（営業所等ごと）に在籍する貸付けの業務に一年以上従事した

者をいう。)各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五条の八第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3 「略」

(純資産額)

第五条の九 法第六条第四項の純資産額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 「略」

二 個人 最終事業年度(個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。)に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書(最終事業年度がない場合にあっては、第四条第四項第十二号の財産に関する調書)において、資産の合計額から負債の合計額を控除した金額

2 「略」

(変更届出書の添付書類)

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

「一〇三 略」

四 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三

者をいう。)各一人の業務経歴書」とあるのは、「並びに第五条の八第一項第二号の体制について記載した書面及び同号の貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者の業務経歴書」とする。

3 「同上」

(純資産額)

第五条の九 「同上」

一 「同上」

二 個人 最終事業年度(個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。)に係る別紙様式第四号により作成した財産に関する調書(最終事業年度がない場合にあっては、第四条第三項第十二号の財産に関する調書)において、資産の合計額から負債の合計額を控除した金額

2 「同上」

(変更届出書の添付書類)

第八条 「同上」

「一〇三 同上」

四 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三

により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第四項第十三号並びに第二号イ(2)から(4)まで及び(6)に掲げる書類

〔五〇八 略〕

(指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等)

第三十条の三 「略」

2 「略」

3 第一項の規定による指定信用情報機関に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

(貸金業者に対する意見聴取等)

第三十条の十八 「略」

〔2・3 略〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第三項第十三号並びに第二号イ(2)から(4)まで及び(6)に掲げる書類

〔五〇八 同上〕

(指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等)

第三十条の三 「同上」

2 「同上」

3 第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

(貸金業者に対する意見聴取等)

第三十条の十八 「同上」

〔2・3 同上〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

別紙様式第3号（第4条第4項第7号関係） [略]

別紙様式第4号の2（第4条第4項第15号関係） [略]

別紙様式第4号の2の2（第4条第4項第16号関係） [略]

別紙様式第3号（第4条第3項第7号関係） [同左]

別紙様式第4号の2（第4条第3項第15号関係） [同左]

別紙様式第4号の2の2（第4条第3項第16号関係） [同左]

備考 表中の [ ] の記載は注記による。



(保険業法施行規則の一部改正)

第二条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)</p> <p>第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〜四 略〕</p> <p>五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハ及びホ(8)に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）</p> <p>〔イ〜リ 略〕</p> <p>六 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)</p> <p>第八十三条 法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第九項(存続連合会の業務)及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項(存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等)</p>	<p>(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)</p> <p>第五十九条の二 〔同上〕</p> <p>〔一〜四 同上〕</p> <p>五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハ及びヘ(8)に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）</p> <p>〔イ〜リ 同上〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)</p> <p>第八十三条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第九項(存続連合会の業務)及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項(存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等)</p>

の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第五十九条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会を保険契約者とする保険契約並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の十八第七項（連合会の業務）及び同法第九十一条の二十五（準用規定）において準用する同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）の規定に基づき企業年金連合会を保険契約者とする保険契約

「ハ」カ 略」

「二・三 略」

（届出事項）

2|| 第二十一条の八十六 「略」

2|| 少額短期保険主要株主（法第二百七十二条の三十四第一項に規定する少額短期保険主要株主をいい、少額短期保険主要株主であった者を含む。次項において同じ。）は、法第二百七十二条の四十二第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書を財務局長等に提出しなければならない。

3|| 法第二百七十二条の四十二第一項の規定による届出が同項第一号、第二号（法第二百七十二条の三十二第一項第二号から第四号までに係る部分に限る。）若しくは第六号又は第一項第二号の規定によ

の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第五十九条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会を保険契約者とする保険契約並びに確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の十八第七項（連合会の業務）及び同法第九十一条の二十四（準用規定）において準用する同法第六十六条第一項（基金の積立金の運用に関する契約）の規定に基づき企業年金連合会を保険契約者とする保険契約

「ハ」カ 同上」

「二・三 同上」

（届出事項）

2|| 第二十一条の八十六 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

るもの（法人である少額短期保険主要株主に係るものに限る。）である場合における前項の届出書には、法人の登記事項証明書を添付するものとする。

4・5 〔略〕

6 法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出が同項第一号若しくは第五号又は第四項第三号の二、第三号の六若しくは第三号の八の規定によるものである場合における前項の届出書には、会社の登記事項証明書を添付するものとする。

（変更等の届出）

第二百十五条 〔略〕

2 法第二百八十条第一項の規定による届出が同項第一号（法第二百七十七条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は第二百十三条第一号に係る部分に限る。）、第五号又は第六号の規定によるもの（法人である少額短期保険募集人に係るものに限る。）である場合における前項の届出書には、法人の登記事項証明書を添付するものとする。

（変更等の届出）

第二百二十条 〔略〕

2 法第二百九十条第一項の規定による届出が同項第一号（法第二百八十七条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は第二百十八条に係る部分に限る。）、第五号又は第六号の規定によるもの（法人で

2・3 〔同上〕

〔項を加える。〕

（変更等の届出）

第二百十五条 〔同上〕

〔項を加える。〕

（変更等の届出）

第二百二十条 〔同上〕

〔項を加える。〕

---

ある保険仲立人に係るものに限る。）である場合における前項の届出書には、法人の登記事項証明書を添付するものとする。

---

別紙様式第18号（ <u>第215条第1項第1号</u> 関係）	[略]	別紙様式第18号（ <u>第215条第1号</u> 関係）	[同左]
別紙様式第19号（ <u>第215条第1項第2号</u> 関係）	[略]	別紙様式第19号（ <u>第215条第2号</u> 関係）	[同左]
別紙様式第22号（ <u>第220条第1項第1号</u> 関係）	[略]	別紙様式第22号（ <u>第220条第1号</u> 関係）	[同左]
別紙様式第23号（ <u>第220条第1項第2号</u> 関係）	[略]	別紙様式第23号（ <u>第220条第2号</u> 関係）	[同左]
備考 表中の [ ] の記載は付記による。			

(資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 特定資産（不動産に限る。）に関する登記事項証明書その他の特定資産（権利の得喪及び変更の効力を第三者に対抗するために登記又は登録を要することとされているものに限る。）の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面</p> <p>「十・十一 略」</p> <p>2 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第九条 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 特定資産（権利の得喪及び変更の効力を第三者に対抗するために登記又は登録を要することとされているものに限る。）の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面</p> <p>「十・十一 同上」</p> <p>2 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。



(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(登録事項変更の届出)</p> <p>第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に      応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならぬ。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 執行役員又は監督役員に変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した投資法人の登記事項証明書及び新たに執行役員又は監督役員となつた者に係る次に掲げる書面</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>〔四〇六 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(登録事項変更の届出)</p> <p>第二百十九条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 執行役員又は監督役員に変更があつた場合 新たに執行役員又は監督役員となつた者に係る次に掲げる書面</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>〔四〇六 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第五条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(登録申請書記載事項の変更の届出)</p> <p>第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 法第二十九条の二第一項第二号に掲げる事項又は第七条第十二号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面</p> <p>〔三〇九 略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>(登録申請書記載事項の変更の届出)</p> <p>第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該</p>	<p>(登録申請書記載事項の変更の届出)</p> <p>第二十条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 法第二十九条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面</p> <p>〔三〇九 同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>(登録申請書記載事項の変更の届出)</p> <p>第五十一条 〔同上〕</p>

各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法第三十三条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は第四十四条第十三号に掲げる事項について変更があった場合  
当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

〔二〇十 略〕

〔2・3 略〕

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 第二百五十八条第四号に掲げる事項について変更があった場合

当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

〔2・3 略〕

一 法第三十三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事項について変更があった場合  
当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

〔二〇十 同上〕

〔2・3 同上〕

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号の改正規定 令和四年三月三十一日
- 二 第二条中保険業法施行規則第八十三条第一号ロの改正規定 令和四年五月一日